

# 個人の県民税

県の仕事に必要な経費を、広く県民のみなさまからその能力に応じて負担していただくという考え方で設けられている税金で、所得に関係なく一定の額を負担する均等割と所得の額に応じて負担する所得割があります。また、均等割には平成16年度から『おかやま森づくり県民税』が一部加算されています。

県民税と市町村民税を併せて一般に住民税と呼ばれており、市町村に一括して納めていただくこととなっています。

## ★納める人★

- 県内に住所がある人……………均等割と所得割
  - 県内の市町村に事務所・事業所・家屋敷を持って  
いる人で、その市町村内に住所のない人……………均等割
- 住所等は、毎年1月1日現在の状況で判断します。

## ★非課税★

- 生活保護法の規定により生活扶助を受けている人
- 障害者、未成年者、寡婦又はひとり親で前年の合計所得金額が135万円以下の人（退職所得等の分離課税に係る所得割を除く）

※このほか、均等割、所得割それぞれに非課税限度額が設けられています。

## ★納める額★

◎均等割1,500円（うち500円はおかやま森づくり県民税、16～17ページ参照）

◎所得割 所得割額の計算方法

税率4%（市町村民税6%）※

$$\left( \text{収入金額} - \frac{\text{必要経費(事業専従者控除を含む.)}}{\text{給与所得控除(給与所得者の場合)}} \right) - \text{所得控除額} = \text{課税所得金額}$$

※岡山市在住の方は税率2%

（市民税8%）になります。

$$\text{課税所得金額} \times \text{税率} - \text{税額控除} = \text{所得割額}$$

土地建物などの譲渡所得、山林所得及び退職所得は、別の方法で計算されます。

## ★所得控除★

項 目	控 除 額
雑 損 控 除	$\left( \text{損失額} - \frac{\text{保険などにより補てんされた金額}}{\text{総所得金額等}} \times \frac{1}{10} \right) \times \text{いずれか多い金額}$ 損失の金額のうち災害関連支出の金額－5万円
医 療 費 控 除 (a)	$\left( \text{医療費} - \frac{\text{保険などにより補てんされた金額}}{\text{総所得金額等}} \times \frac{5}{100} \text{又は} \left( \frac{\text{総所得金額等}}{10} \text{のいずれか低い額} \right) \right) \times \left( \text{限度額} \right)$ (200万円)
セルフメディケーション税制 (b)	$\left( \text{支払った特定一般用医薬品等購入費の額} \right) - \left( \frac{\text{保険金等で補てんされる金額}}{\text{総所得金額等}} \right) - 1\text{万}2\text{千円}$ (最高限度額8万8千円) ※(a)又は(b)のどちらかの選択になります。
社 会 保 険 料 控 除	支払った金額
小規模企業共済等掛金控除	支払った金額
生 命 保 険 料 控 除	平成23年12月31日以前に契約を締結したもの $\left( \frac{\text{一般の生命保険料の合計額(a)}}{\text{を下のIからⅢに当てはめて計算した金額(最高35,000円)}} \right) + \left( \frac{\text{個人年金保険料の合計額(b)}}{\text{を下のIからⅢに当てはめて計算した金額(最高35,000円)}} \right)$ I 15,000円までの場合…………… (a)又は(b)の金額 II 15,000円超40,000円までの場合… [(a)又は(b)] × $\frac{1}{2}$ + 7,500円 III 40,000円を超える場合…………… [(a)又は(b)] × $\frac{1}{4}$ + 17,500円 平成24年1月1日以降に契約を締結したもの（あわせて最高限度70,000円） $\left( \frac{\text{一般の生命保険料の合計額(a)}}{\text{を下のIからⅢに当てはめて計算した金額(最高28,000円)}} \right) + \left( \frac{\text{個人年金保険料の合計額(b)}}{\text{を下のIからⅢに当てはめて計算した金額(最高28,000円)}} \right) + \left( \frac{\text{介護医療保険料の合計額(c)}}{\text{を下のIからⅢに当てはめて計算した金額(最高28,000円)}} \right)$ I 12,000円までの場合…………… (a)、(b)又は(c)の金額 II 12,000円超32,000円までの場合… [(a)、(b)又は(c)] × $\frac{1}{2}$ + 6,000円 III 32,000円を超える場合…………… [(a)、(b)又は(c)] × $\frac{1}{4}$ + 14,000円

# 個人の県民税

地震保険料控除	<p>—地震損害保険契約の支払保険料—</p> $\left[ \text{支払保険料} \times \frac{1}{2} \right. \\ \left. \text{(最高限度25,000円)} \right] + \left[ \begin{array}{l} \text{—長期損害保険契約の支払保険料—} \\ \text{(平成18年12月31日までに契約を締結したものに限られます。)} \\ \text{5,000円までの場合…支払保険料の全額} \\ \text{5,000円を超える場合} \\ \text{…支払保険料} \times \frac{1}{2} + 2,500\text{円} \\ \text{(最高限度10,000円)} \end{array} \right]$ <p>※あわせて最高限度25,000円</p>
障害者控除	26万円(特別障害者の場合は30万円、特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族と同居している場合は53万円)
ひとり親・寡婦控除	26万円(ひとり親の場合は30万円)
勤労学生控除	26万円
配偶者控除	33万円(老人控除対象配偶者(70歳以上)は38万円、扶養する人の所得に応じて減額されます。)
配偶者特別控除	33万円(扶養する人及び配偶者の所得に応じて減額されます。)
扶養控除	<p>扶養親族一人につき33万円(下記以外)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定扶養親族(19歳～22歳)の場合は45万円</li> <li>・老人扶養親族(70歳以上)の場合は38万円</li> <li>・同居している直系尊属で70歳以上の場合は45万円</li> </ul> <p>※平成24年度から年少扶養親族(0歳～15歳)に対する扶養控除は廃止されましたが、その年少扶養親族が障害者である場合には、障害者控除が適用されます。</p>
特定親族特別控除	45万円(特定親族の所得に応じて減額されます。)
基礎控除	43万円(納税義務者の所得に応じて減額されます。)

## ★ 税額控除 ★

- 各種の控除(所得控除)を行った後の課税所得の額に、税率を乗じて一旦計算された税額(所得割)から、差し引かれるもの(税額控除)があります。

項目	内容
調整控除	<p>所得税と住民税では、配偶者控除や扶養控除等の人的控除の額に差があり、課税所得の額が異なります。税源移譲の前後で所得税と個人住民税をあわせた税負担が増えないように控除するものです。</p> <p><b>【控除額】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・合計課税所得金額が200万円以下の場合 「5万円+人的控除額の差額の合計額」又は「合計課税所得金額」のいずれか小さい額×2% (岡山市在住の方は1%)</li> <li>・合計課税所得金額が200万円超の場合 令和3年度課税からは、前年の合計所得金額が2,500万円を超える納税義務者には適用されません。 「5万円+人的控除額の差額の合計額 - (合計課税所得金額 - 200万円)」又は「5万円」のいずれか大きい額×2% (岡山市在住の方は1%)</li> </ul>
寄附金税額控除	<p><b>【対象となる寄附金】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体に対する寄附金(「ふるさと納税」と呼ばれ、下記の控除額以外に特例控除額があります。詳しくは11ページをご覧ください。)</li> <li>・岡山県共同募金会又は日本赤十字社岡山県支部に対する寄附金</li> <li>・県が条例により指定した寄附金(市町村の条例でも控除対象寄附金として定められている場合は、個人市町村民税からも寄附金税額控除が行われます。)</li> </ul> <p><b>【控除額】</b> ※寄附金税額控除を受けるためには、確定申告が必要です。 年間寄附金額から2,000円を除いた額に4%(岡山市在住の方は2%)を乗じた額が、翌年度の個人県民税から控除されます。なお、控除額の上限は、総所得金額等の30%に4%(岡山市在住の方は2%)を乗じた額です。</p>

# 個人の県民税

項目	内容
配当控除	株主等が受け取った配当は、企業側で課税された後の利益（所得）から分配されるので、法人税と所得税の二重課税とならないよう、既に課税された部分を控除するものです。
住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）	<p>所得税の住宅ローン控除を受けている方で所得税額から控除しきれなかった額がある場合は、翌年度の住民税（所得割）から控除できることとなっています。</p> <p><b>【対象となる住宅の取得】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①平成21年～平成26年3月中に入居した場合</li> <li>②平成26年4月～令和3年中に入居した場合 （住宅対価の消費税率が5%の場合は①の控除額）</li> <li>③令和4年～令和12年中に入居した場合</li> </ul> <p><b>【控除額】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・①・③の場合 所得税の課税総所得金額等の5%（最高97,500円）が限度。</li> <li>・②の場合 所得税の課税総所得金額等の7%（最高13.65万円）が限度。</li> </ul> <p><b>【手続】</b></p> <p>所得税の確定申告等をされますと、住民税は手続を要しません。新築、購入して初めて入居された方は、翌年に税務署へ確定申告してください。（詳しい手続は最寄りの税務署にお尋ねください。）</p> <p>一度確定申告をされますと、給与所得者の場合は年末調整で控除が受けられます。それ以外の方は、毎年確定申告をしてください。</p>
外国税額控除	外国で生じた所得に、その国の所得税や住民税に相当する税金を課税された場合、二重課税の解消のため行われる控除です。
配当割額・株式等譲渡所得割額の控除	源泉徴収（特別徴収）済みの配当所得・株式等譲渡所得を申告した場合に、他の所得と合算して所得割を課税するとともに、二重課税にならないように、配当割額・株式等譲渡所得割額を控除します。

## ★ 申告 ★

- 3月15日までに住所地の市町村に申告書を提出しなければなりません。
- 所得税の確定申告書を提出した人や給与所得のみの方は申告書を提出する必要がありません。

## ★ 納税 ★

- 給与所得者は、6月から翌年5月までの12回に分けて、給与から天引き（特別徴収）されます。  
（給与支払者の特別徴収義務について、12・13ページを参照）
- 65歳以上の公的年金受給者は、4月から翌年2月までの6回に分けて公的年金から天引き（特別徴収）されます。（公的年金に対する住民税のみ）
- 上記以外は、市町村から送付される納税通知書（納付書）により、原則として6月、8月、10月、1月の年4回、市町村民税と併せて納めることになっています。

## ★市町村への交付★

政令指定都市から県に納められた個人県民税所得割のうち退職所得に係る分離課税分の1/2相当額を政令指定都市へ交付します。

## ★「ふるさと納税制度」とは★

個人が地方公共団体(都道府県又は市町村)に寄附した場合、寄附の合計金額のうち2,000円を超えた金額が、所得税と住民税から控除(軽減)される制度です。(軽減される金額には上限があります。)

### 1 所得税の控除

A (寄附金の合計額-2,000円) × (所得税の税率×102.1%)

・地方公共団体に対する寄附金以外の寄附金と合わせた金額が、年間の総所得金額の40%を超える場合、その超える金額は控除の対象となりません。

・所得税の税率は所得により異なります。(0%~45%)

### 2 住民税の控除

B (寄附金の合計額-2,000円) × 10% = 基本控除額

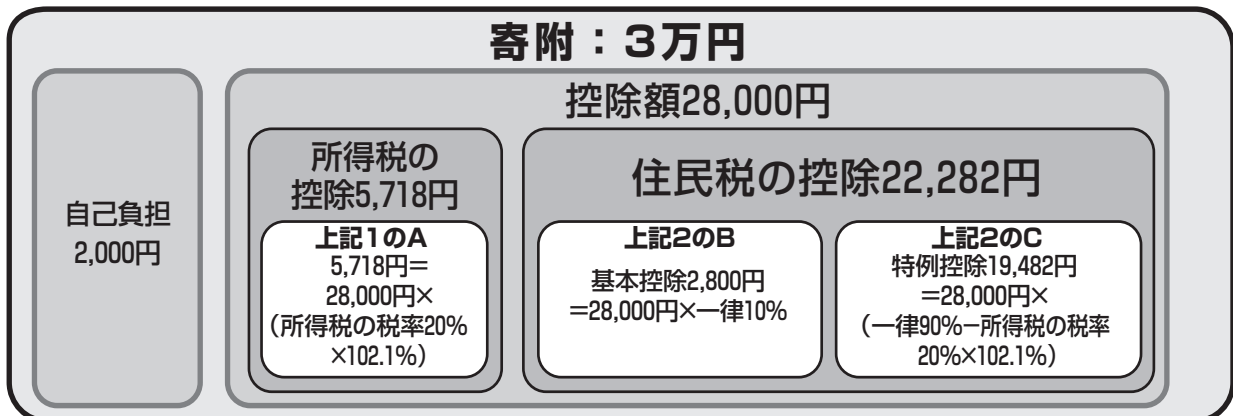
・地方公共団体に対する寄附金以外の寄附金と合わせた金額が、年間の総所得金額の30%を超える場合、その超える金額は控除の対象となりません。

C (寄附金の合計額-2,000円) × (90% - (所得税の税率×102.1%)) = 特例控除額

・Cの金額が、住民税(所得割)の20%を超える場合、その超える金額は控除の対象となりません。

→ 「ふるさと納税制度」により控除される金額 = B + C

### 3 計算イメージ



※ワンストップ特例制度を利用した場合は、A、B、Cの金額が翌年度の住民税から控除されます。

### 4 手続

○税控除を受けるためには、寄附先の地方公共団体が発行する領収書等を添えて確定申告を行う必要があります。

○給与所得者で年末調整をした方は、寄附先の地方公共団体に届出を行い、確定申告をしないで住民税の控除を受けることができます。(いわゆる「ワンストップ特例制度」。6以上の地方公共団体に寄附をした方、寄附金控除以外の控除の適用を受けようとする方はワンストップ特例制度を利用できません。)